

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年2月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900429号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900090号

第1 結論

請求者のA社における平成28年7月5日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成28年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年7月5日

A社より、平成28年7月5日支給の賞与支払届の届出漏れがあったと報告を受けた。同年7月5日支給の夏季賞与については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与に係る厚生年金保険料は源泉控除されていたので、正しい記録に訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賃金台帳2016年」、「2016年源泉徴収簿」及び「2015年度下期賞与明細書」により、請求者は、請求期間において、同社から200万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年7月5日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年9月2日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。